

第76回小田原市社会を明るくする運動 ミニ集会開催について

1 趣 旨

「社会を明るくする運動」は、すべての国民が、犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築こうとする全国的な運動です。

ミニ集会は、社会を明るくする運動の趣旨を広めるために、地域の皆様にご協力していただき開催するもので、犯罪や非行などをテーマに、市民一人ひとりが考える機会を提供し、運動に対する理解を深めてもらうことを目的としています。

小田原市社会を明るくする運動推進委員会では、このミニ集회를市内各地区で活発に実施していただくための支援として、開催費の一部を助成しています。

2 開催助成金について

- (1) 総予算額 60,000 円
- (2) 助成額 2,000 円（1回あたり）
- (3) 助成基準

- ・社会を明るくする運動の趣旨に合致していることと、集會に保護司が出席することを助成基準とします。お住まいの地区の保護司を知らないなど、分からないことがあれば事務局へご連絡ください。
- ・同一日に同一会場で開催されたミニ集會は、原則、1回の開催でカウントします。
- ・他から補助金、助成金等をもらっている事業の申請は原則受け付け出来ません。
- ・例えば、地域の防災に関する勉強会や地域のこどもたちとのふれあい活動など、社会を明るくする運動の趣旨と異なる集まりでも、集まりの中で、保護司から社会を明るくする運動の趣旨に関する話をいただければ、助成の対象となります。
- ・オンラインで開催するミニ集會についても助成します。
- ・令和8年4月以降、申請開始日までの間に、既にミニ集會を実施した場合は、前述の助成基準に合致する場合は助成対象とする。

3 ミニ集會開催から助成金交付までの流れ

(1) ミニ集會開催の申請

◆申請期間 令和8年6月4日（木）から令和9年3月12日（金）

開催 10 日前までに、電話またはメールにて事務局へ開催のご連絡をしてください。

・メールで申請する場合

市ホームページから申請書をダウンロードの上、必要事項を記入し、事務局へ提出してください。

開催内容を記載したチラシ等があれば申請書と一緒に提出してください。



市ホームページ
はこちらから

- 電話で申請する場合

ご連絡の際、担当から主催者、責任者（連絡先）、日時、場所、対象者、参加予定人数、保護司出席人数、事業内容、啓発物品の受取希望などを確認いたします。

※申請期間内であっても、申請数が予算額に達した場合は助成金の支給を終了します。

（２）啓発物品の受取

- 運動の趣旨を広めるため、参加者用の啓発物品を希望する主催者へ配布しています。
- 啓発物品は事務局で用意します。開催前に、原則、事務局まで啓発物品を受け取りにお越しください。
- ただし、事務局で事前準備が必要となりますので、必ず、啓発物品を引き取る日を事前に事務局へお知らせください。
- 余った啓発物品は、他のミニ集会で使用するため、後日、報告書をお持ちいただく際にお戻しください。ご協力をお願いします。

（３）ミニ集会開催報告書の提出、助成金の交付

- ミニ集会開催後、原則 30 日以内に、「社会を明るくする運動ミニ集会開催報告書」を提出してください。報告書の提出時に助成金を直接お渡ししているため、お手数ですが事務局へお越しください。
- 報告書は市ホームページからダウンロードできます。
- 助成金をお渡しする際に領収書に申請者の印鑑を押していただくか、サインをいただきます。

◆助成金交付期限 令和9年3月25日（木）まで

4 申請及び問い合わせ先

小田原市社会を明るくする運動推進委員会事務局（小田原市人権・男女共同参画課）

住所：小田原市荻窪300番地（市役所本庁舎5階）

電話：0465 - 33 - 1725

電子メール：jinken@city.odawara.kanagawa.jp

5 その他

ご不明な点等があれば、随時、事務局に電話またはメールでお問い合わせください。

事務局：小田原市市民部人権・男女共同参画課 担当（二宮）
電話 0465-33-1725
電子メール jinken@city.odawara.kanagawa.jp